

組 対 第 1 3 6 9 号
令 和 2 年 3 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察社会復帰アドバイザーの会計年度任用職員制度への移行についてこの度、「青森県警察社会復帰アドバイザー設置要綱」を別添のとおり制定した。制定の理由については、下記のとおりであるから、誤りのないよう運用されたい。なお、「青森県警察社会復帰アドバイザー設置要綱」（平成27年3月23日付け青警本組対第1336号）は、本要綱の運用開始をもって廃止する。

記

1 制定の理由

会計年度任用職員制度導入に伴い、青森県警察社会復帰アドバイザーの身分を変更したこと及び、各様式を変更したことなどに伴い制定したものである。

2 施行期間

令和2年4月1日から施行する。

担当：組織犯罪対策課
暴力団対策係

青森県警察社会復帰アドバイザー設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年7月青森県条例第16号）第19条、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号、以下「給与条例」という。）第20条の2及び職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号）第30条の10並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第25条第1項の規定により青森県警察社会復帰アドバイザー（以下「社会復帰アドバイザー」という。）の設置、任用、身分、職務、勤務、報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

警察本部刑事部組織犯罪対策課に社会復帰アドバイザーを置く。

第3 身分

社会復帰アドバイザーは、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

第4 任用

- 1 社会復帰アドバイザーは、規則第25条第1項に規定されている者のうちから、選考の上、警察本部長が任用する。
- 2 社会復帰アドバイザーの任用は、任用候補者決定通知書（別記様式第1号）により行うものとする。
- 3 社会復帰アドバイザーの任用期間は、1年以内とする。ただし、任用期間は2会計年度にわたることはできないものとする。

第5 任用通知書等

社会復帰アドバイザーの任用は、任用通知書（別記様式第2号）及び勤務条件に関する書面（別記様式第3号）を交付して行い、同時に、宣誓書（別記様式第4号）において宣誓を行うものとする。

また、再度の任用も同様とする。

第6 条件付採用期間

- 1 社会復帰アドバイザーの採用は、全て条件付のものとし、同人がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、採用後1月間における実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が引き続くものとし、実際に勤務した日数が15日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

第7 公募によらない再度の任用

- 1 社会復帰アドバイザーとして任用された者について、公募によらず、客観的な能力の実証を経た上で、新たな会計年度において、再度任用することができる。
ただし、原則として通算3年を超えて任用をすることはできない。
- 2 前項による再度任用の場合にあっても、第6の条件付採用が適用されるものとする。

第8 服務

社会復帰アドバイザーの服務については、別に定めがあるものを除くほか、青森県警察職員服務規程（昭和37年9月青森県警察本部訓令甲第11号）及び第19の営利企業への従事等の届出に定める一般職員に関する規定を準用する。

第9 身分証

社会復帰アドバイザーは、その身分を明確にし、職務の適正な執行を図るため、勤務中、常に身分証明書（別記様式第5号）を携帯しなければならない。

第10 職務

社会復帰アドバイザーは、組織犯罪対策課長の指揮監督を受けて次の職務を行うものとする。

- (1) 規則第24条各号（第3号、第4号及び11号を除く）に掲げる、暴力団からの離脱の意志を有する者等に対する援護の措置（以下「援護の措置」という。）に関すること。
- (2) その他、組織犯罪対策課長が必要と認める事項に関すること。

第11 報告

社会復帰アドバイザーは、援護の措置を執った場合は、その都度、援護の措置記録票（別記様式第6号）に所要事項を記載の上、組織犯罪対策課長に報告しなければならない。

第12 勤務日数及び勤務時間

- 1 社会復帰アドバイザーの勤務日及び勤務時間は、1週間につき29時間を超えない範囲内において組織犯罪対策課長が定める。ただし、青森県の休日に関する条例（平成元年3月青森県条例第3号）で定める県の休日には勤務日を割り振らないものとする。
- 2 前項に規定する勤務日における勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とし、休憩時間は午後0時から午後1時までとする。

第13 休暇等

- 1 社会復帰アドバイザーの休暇の種類、期間及び単位は、青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令（令和2年3月26日青森県警察本部訓令第8号）の規定による。
- 2 休暇の届出、願出、承認及び整理については、青森県警察職員の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令（平成7年9月青森県警察本部訓令第14号）の適用を受ける職員の例による。

第14 報酬等

- 1 社会復帰アドバイザーの報酬は月額とし、額は別に定めるものとする。
- 2 社会復帰アドバイザーの報酬、超過労働報酬、休日労働報酬、夜間労働報酬、期末手当の計算期間、支給日、その他の支給方法については、青森県警察非常勤職員の給与の取扱要綱の規定により支給する。

第15 費用弁償

- 1 社会復帰アドバイザーが公務のため旅行した場合には、常勤職員の旅費支給の例により、その費用を弁償する。
- 2 社会復帰アドバイザーが通勤した場合には、青森県警察非常勤職員の給与の取扱要綱の費用弁償の規定により、その通勤に係る費用を弁償する。

第16 人事評価の実施

- 1 社会復帰アドバイザーの執務について人事評価を行う。
- 2 社会復帰アドバイザーの人事評価の実施方法等については、別に定めるところによる。

第17 災害補償

社会復帰アドバイザーの公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月青森県条例39条）に定めるところによる。

第18 社会保険等

社会復帰アドバイザーの社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

第19 営利企業への従事等の届出

- 1 社会復帰アドバイザーは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、組織犯罪対策課長に対し、営利企業への従事等の届出（別記様式第7号）により、その概要を届け出なければならない。
- 2 組織犯罪対策課長は、届出の内容を確認した上で、社会復帰アドバイザーの職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。

第20 退職

- 1 社会復帰アドバイザーが任用期間の途中で退職する場合は、組織犯罪対策課長を経て警察本部長に内申するものとする。
- 2 退職承認の通知は、退職承認通知書（別記様式第8号）を用いて行うものとする。